

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第63号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において「森林環境保全直接支援事業」とは、別に林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(12) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において「森林環境保全直接支援事業」とは、別に林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備 <u>(ただし、ア(イ)にあつては、一体的に実施しないものを含む。)</u>であって、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>ア 鳥獣害防止施設等整備</u></p> <p><u>(ア) 施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備</u></p> <p><u>(イ) 施設改良 既に整備された鳥獣害防止施設（森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画において、同条第2項第9号に規定する鳥獣害防止森林区域として定められた区域内に整備されたものに限る。以下同じ。）の改良</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(12) [略]</p>
3	[略]	[略]
4	<p>この規則において「公的森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、</u></p>	<p>この規則において「公的森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備 <u>(ただし、ア(イ)にあつては、一体的に実施しないものを含む。)</u>であって、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>ア 鳥獣害防止施設等整備</u></p> <p><u>(ア) 施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的</u></p>

野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

イ～エ [略]

(12) [略]

5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(9) [略]

(10) 付帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

イ [略]

(11) [略]

(12) 森林保全再生整備 野生鳥獣による別に定める被害が発生した森林において行う次のいずれかに該当するものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備 野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

イ [略]

6 この規則において「保全松林緊急保護整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第7項に規定する樹種転換を目的に行う次に掲げる施業をいう。

ア～ク [略]

ケ 付帯施設等整備 衛生伐及びアからクまでのいずれかの施業と一体的に実施するものであって、次に掲げるものをいう。

として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

(イ) 施設改良 既に整備された鳥獣害防止施設の改良

イ～エ [略]

(12) [略]

5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(9) [略]

(10) 付帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備（ただし、ア(イ)にあつては、一体的に実施しないものを含む。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備

(ア) 施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

(イ) 施設改良 既に整備された鳥獣害防止施設の改良

イ [略]

(11) [略]

(12) 森林保全再生整備 野生鳥獣による別に定める被害が発生した森林において行う次のいずれかに該当するものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備 野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備及び既に整備された鳥獣害防止施設の改良

イ [略]

6 この規則において「保全松林緊急保護整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第7項に規定する樹種転換を目的に行う次に掲げる施業をいう。

ア～ク [略]

ケ 付帯施設等整備 衛生伐及びアからクまでのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、ア) b) にあつては、一体的に実施しないものを含む。）であつ

(ア) 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

(イ) [略]

コ [略]

7～11 [略]

12 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法第11条第5項の森林経営計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の森林施業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「森林施業計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた

て、次に掲げるものをいう。

(ア) 鳥獣害防止施設等整備

a 施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

b 施設改良 既に整備された鳥獣害防止施設の改良

(イ) [略]

コ [略]

7～11 [略]

12 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法第11条第5項の森林経営計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の森林施業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「森林施業計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者及び森林法第10条の11

<p>者及び森林法第10条の11の4第1項（同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）</p> <p>(2)～(7) [略]</p>	<p>の4第1項（同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）</p> <p>(2)～(7) [略]</p>
<p>2 (定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p>12 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法第11条第5項の森林経営計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、<u>森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の森林施業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「森林施業計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者及び森林法第10条の11の4第1項（同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく知事の裁定</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p>12 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法第11条第5項の森林経営計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者及び森林法第10条の11の4第1項（同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）</p>

<p>を受けた者（以下「施業代行者」という。）</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 機能回復整備事業のうち花粉発生源対策促進事業市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、<u>森林施業計画策定者</u>及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者 (補助金の交付の条件)</p> <p>第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画又は<u>森林施業計画</u>に基づいて行われたものについて、当該森林経営計画又は<u>森林施業計画</u>の認定の取消しを受けたときは、既に交付された当該事業に係る補助金相当額を返還すること。</p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 機能回復整備事業のうち花粉発生源対策促進事業市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者 (補助金の交付の条件)</p> <p>第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画に基づいて行われたものについて、当該森林経営計画の認定の取消しを受けたときは、既に交付された当該事業に係る補助金相当額を返還すること。</p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成30年4月1日から施行する。
- この規則（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。